

# 1 解体工事業登録申請書の記入要領と記入例

<表面>

- ① 「登録の種類」の欄では、申請しようとする登録が「新規」か「更新」のどちらであるのかを明らかにします。

「新規」の場合は「更新」を消し、「更新」の場合は「新規」を消します。

- ② 「※登録番号」「※登録年月日」の欄は、都道府県が記入する欄ですので、記入しないでください。

- ③ 「申請者」の欄には、申請書を提出する年月日と申請者の氏名（法人の場合は商号・役名等・代表者名）を記入し、申請者の印（法人の場合は代表者印）を押印します。

- ④ 「申請者」の欄には、登録を受けようとする都道府県の知事宛てであることも併せて記入します。

- ⑤ 「商号、名称又は氏名」の欄には、法人の場合は商号、個人の場合は本人の氏名を記入し、カタカナでふりがなをつけます。

- ⑥ 「住所」の欄には、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地を記入し、個人の場合には本人の住所を記入します。郵便番号、電話番号も併せて記入します。

- ⑦ 「法人である場合の代表者の氏名」の欄には、法人の代表者の氏名を記入し、カタカナでふりがなをつけます。

個人で申請する場合には、この欄には記入不要です。

- ⑧ 「法人である場合の役員の氏名及び役名等」の欄には、法人の役員の氏名および役名等を記入し、氏名にはカタカナでふりがなを付けます。

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含みます。

株主・出資者の役名等は「株主等」と記入します。

株主・出資者であっても、業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問として記入した者については、再度の記入は不要です。

監査役は記入しません。個人で申請する場合には、この欄の記入は不要です。

- ⑨ 「申請時において既に受けている登録」の欄には、登録の更新をする場合に、更新を申請する都道府県で受けている登録番号を記入します。

新規に登録を申請する場合は、この欄には記入は不要です。

<裏面>

- ⑩ 「法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名」の欄には、選任した技術管理者の氏名を記入します。この技術管理者は、《解体工事業登録申請手続案内》P3に示す技術管理者の資格要件を満たした者でなければなりません。複数いる場合には複数の登録が可能です。
- ⑪ 営業所の名称及び所在地」の欄には、全ての営業所について名称・所在地・郵便番号・電話番号を記入します。営業所の名称には、カタカナでふりがなをつけます。
- なお、この欄には、登録を受けようとする都道府県以外に所在する営業所についても全て記入する必要があります。
- ⑫ 「未成年者である場合の法定代理人」の欄には、法定代理人が個人である場合には「法定代理人が個人である場合」の欄にの氏名と住所を記入します。氏名にはカタカナでふりがなをつけ、住所には郵便番号と電話番号も併せて記入します。
- 法定代理人が法人の場合には、「法定代理人が法人である場合」の欄に商号又は名称、住所、役員の氏名、役名（常勤・非常勤の別）を記入します。
- 商号又は名称と氏名にはカタカナでふりがなをつけ、住所には郵便番号と電話番号も併せて記入します。
- 申請者が未成年者ではない場合には、この欄には記入不要です。
- ⑬ 「他の都道府県知事の登録状況」の欄には、登録申請時に、登録を申請する都道府県以外で、既に解体工事業の登録を受けている場合に、その登録番号を記入します。他の都道府県で解体工事業の登録を受けていない場合には、この欄は記入不要です。

解体工事業登録申請書			
登録の種類	① 新規・更新	※登録番号	②
		※登録年月日	② 年 月 日
この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。 令和 年 月 日			
<p style="text-align: center;">③ 株式会社 埼玉解体 申請者 代表取締役 埼玉 一男</p> <p style="text-align: right;">印 (代表者印)</p> <p>(あて先) 埼玉県知事</p>			
フリガナ 商号、名称又は氏名	⑤ カブシキガイシャ サイトマカイタイ 株式会社 埼玉解体		
住 所	⑥ 郵便番号 (〇〇〇-●●●●) 埼玉県さいたま市浦和区高砂□-□ 電話番号 (048) 〇〇〇-〇〇〇〇		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	⑦ サイトマ カズオ 埼玉 一男		
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等			
フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）
サイトマ カズオ 埼玉 一男	⑧ 代表取締役社長（常勤）	サイトマ タカシ 埼玉 隆	相談役（非常勤）
サイトマ ジロウ 埼玉 次郎	取締役（常勤）	サイトマ カズコ 埼玉 和子	株主等
カタイ タロウ 解体 太郎	取締役（常勤）		
カタイ シロウ 解体 四郎	取締役（非常勤）		
申請時において既に受けている登録		⑨ （更新のとき記入する）	

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		⑩ 分別 寛三		
営業所の名称及び所在地				
フリガナ 名 称		所 在 地 郵便番号（      -      ） 電話番号（      ）      -		
⑪ ホンシャ 本社		埼玉県さいたま市浦和区高砂□-□ 郵便番号（○○○-●●●●●） 電話番号（048）○○○-○○○○		
トウキョウエイケイヨウシヨ 東京営業所		東京都千代田区霞が関◇-◇ 郵便番号（◎◎◎-☆☆☆☆） 電話番号（08）□□□□-□□□□		
未成年者 である場 合の法定 代理人	法定代理 人が個人 である場 合	フリガナ 氏 名	⑫	
		住 所	郵便番号（      -      ）  電話番号（      ）      -	
	法定代理 人が法人 である場 合	フリガナ 商号又は名称	⑫	
		住 所	郵便番号（      -      ）  電話番号（      ）      -	
		フリガナ 役員の氏名		役名等（常勤・非常勤）
他の都道府県知事の登録状況				
登 録 番 号		登 録 番 号		
⑬ 《他都道府県ですでに登録済の場合 その登録番号を記入する》		⑬		

## 備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

解体工事業登録申請書			
登録の種類	① 新規・更新	※登録番号	②
		※登録年月日	② 年 月 日
この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。 令和 年 月 日			
③ 申請者 日本 橋之介			
印 (個人印)			
(あて先) ④ 埼玉県知事			
フリガナ 商号、名称又は氏名	⑤ ニホン ハシノケ 日本 橋之介	(注：本人の氏名を記入する。 屋号等は裏面に記入すること。)	
住 所	郵便番号(〇〇〇-●●●●) ⑥ 埼玉県さいたま市浦和区高砂●-●-● 電話番号(048)〇〇〇-〇〇〇〇		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	⑦ (個人事業主の場合は記入しない)		
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等			
フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）
	⑧		
申請時において既に受けている登録		⑨（更新のとき記入する）	

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		⑩ 日本 橋之介		
営業所の名称及び所在地				
フリガナ 名 称		所 在 地 郵便番号 (      -      ) 電話番号 (      )      -		
ヒノトコギョウ ⑪ 日の本興業  (屋号等を記入) (屋号等を使用していない場合は、「事務所」 又は本人の氏名を記入)		埼玉県さいたま市浦和区高砂□-□ 郵便番号 (〇〇〇-●●●●) 電話番号 (048) 〇〇〇-〇〇〇〇		
未成年者 である場 合の法定 代理人	法定代理 人が個人 である場 合	フリガナ 氏 名	⑫	
		住 所	郵便番号 (      -      )  電話番号 (      )      -	
	法定代理 人が法人 である場 合	フリガナ 商号又は名称	⑫	
		住 所	郵便番号 (      -      )  電話番号 (      )      -	
	フリガナ 役員の氏名		役名等 (常勤・非常勤)	
他の都道府県知事の登録状況				
登 録 番 号		登 録 番 号		
⑬ 《他都道府県ですでに登録済の場合 その登録番号を記入する》		⑬		

## 備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。